

第 14 期 役員選任（案）

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

役員区分	氏名	所属	地域区分 (市町名)	摘要	所属区分
理事	中西 弘幸	沼津市中央地区千本地域包括支援センター	東部 (沼津市)	再任	社協
理事	柿島 里香	三島市中郷地区地域包括支援センター	東部 (三島市)	再任	老健
理事	山本 宏明	沼津市片浜・今沢地域包括支援センター	東部 (沼津市)	再任	特養
理事	下谷 信雄	静岡市清水区高部地域包括支援センター	中部 (静岡市)	再任	特養
理事	久野 宗孝	静岡市駿河区大里高松地域包括支援センター	中部 (静岡市)	再任	特養
理事	塩澤 夕子	藤枝市地域包括支援センター社会福祉協議会	中部 (藤枝市)	新任	社協
理事	鈴木 龍太	掛川市西部地域包括支援センター	西部 (掛川市)	新任	特養
理事	八谷 重之	袋井北部地域包括支援センター	西部 (袋井市)	再任	特養
理事	影山 浩二	地域包括支援センター鴨江	西部 (浜松市)	再任	特養
理事	松下 知弘	地域包括支援センター佐鳴台	西部 (浜松市)	新任	老健
監事	佐野 光司	富士市北部地域包括支援センター	東部 (富士市)	再任	老健
監事	三藤 宏	焼津市北部地域包括支援センター	中部 (焼津市)	新任	社協

(参考)会則の役員選任関係規定抜粋

○役員数（第10条） 理事（正副会長を含む）：10人以上15名以内 監事：2名

○選任方法（第11条）

- ・会員センターの代表者等の中から選出し、総会で承認する。
- ・正副会長は理事の互選とする。
- ・代表者等の変更に伴い、理事・監事に欠員を生ずるときは、理事会において、その後任の代表者等を理事・監事に選任することができる。

○役員任期（第12条）

- ・役員任期は、2年とする。ただし、補欠により就任したときは、前任者の残任期間とする。
- ・役員は、再任することができる。